

共に生きる社会の実現へ

人としての配慮

「基本的には「障がい者」としてではなく、障がいのある「人」として接することが大前提。障がいにとられすぎると目の前のその人を見失ってしまします。」と話すのは、宇城圏域障がい者基幹相談支援センターきょうせい千代丸智也さん。障がいのある人やその関係者に寄り添う活動を行っています。「一口に障がいといっても、その内容や取り巻く環境はみんな違う。接し方が分からない人は、どんな配慮ができるか、直接本人に聞いてもいいと思います」。

虐待の背景

一方、配慮ができなくなった

「障がいがあってもなくても、誰一人虐げられることなく、差別されることなく、人と人とのつながりの中で生きる

ときに起こるのが虐待です。中でも圧倒的に多いのが、普段から障がい者の世話をする家族などの養護者によるもの。日常的に暴力を振るう、体の自由を制限する身体的虐待をはじめ、尊厳を傷付ける、無視などの心理的虐待も多いとのこと。

「本来、虐待の疑いのある行為を発見した時は通報義務があります。でも、実際には虐待かどうか、はっきりしないことがほとんど。そういうときでもためらわず、まずは相談をしてほしいです。」と千代丸さん。

養護者による虐待では、過度な負担が引き金になることも。障がいの重い人の介護や世話で疲弊する養護者も多い。そんな時はヘルパーやショートステイ

などのサービスを利用して負担軽減を図ることもできます。「もし身近に、いわゆる『介護疲れ』の状態の人がいるときは、まずはその人の話に丁寧に耳を傾けてほしいです。話を聴くことだけでも、その人の心を軽くすることができると、サービスを使うまでもなく、何かできることがあるかもしれません」。

関係性を紡ぐ

では、具体的にどう関わっていいのか。それは、関係性によるそう。千代丸さんは「例えば自分の子どもに障がいがあったも、「子」という関係性まで変化するわけではない。親にとって障がいはその子の部分的特性でしかない。」と話します。

障がいがあるからといって、特別な支援ばかりが必要というわけではありません。地域の中で紡がれていく「家族」「友人」「職場の同僚」「近隣住民」といった関係性、それぞれの立場でできることがあるといいます。「ちょっと困っていきそうだったら声を掛けたり、一緒に地域行事に参加したり、そういうごく

普通のことですが、すごく大切。必要以上に構えずに接してほしい。ただ、自分にできることに限界があると感じた時は市役所や当センターのような専門の相談機関に相談をしてほしいです」。

当たり前に生きる

障がい者を病院や施設に入れるべきだという古い感覚は、依然として根強く残っています。自分のしたいことや住む場所、職場などを自分で決めるのは、本来、人として当然のこと。

障がいがあってもなくても、誰一人虐げられることなく、差別されることなく、人と人とのつながりの中で生きる、そんな社会へ。そして、それが阻まれるのであれば、いかなるものであっても除去していく。

「共に生きる社会の実現のため、これは私たち障がい福祉に従事する者はもちろん、全ての人に求められる。」と千代丸さん。「愛」を、全ての人が取りこぼしなく受け取れる社会へ。一人一人の存在を認める「あいらぶゆー」が分け隔てなく広く行き渡るように――。

ウキカラの音声訳

広報うき「ウキカラ」を音声で紹介。松橋町音声訳ボランティアの皆さんが、温かな声で音訳しています。メンバーも募集中です。



12月号はこちら
※12月中旬頃に
掲載予定

〒 宇城市社会福祉協議会 ☎32-1055



紹介動画



手話サークル 宇城わかぎ

5ページで紹介した宇城わかぎ。みんなの輪に入って手話を体験してみませんか。初心者も大歓迎です。

例会(県ろう者福祉協会との交流会)

開催日時 毎週木曜 19時～21時

◆毎年、手話奉仕員養成講座(初級編)も開催。令和5年4月から開講予定です。

〒 県ろう者福祉協会 ☎096-383-5587



手話奉仕員養成講座の様子

一度体験してみませんか

宇城圏域障がい者基幹相談支援センター きょうせい

宇城市、宇土市、美里町から委託を受け、平成31年4月に開所。障がいに関する総合的・専門的な相談支援をはじめ、地域の相談支援体制の強化に向けた取り組みなどを行っている。また、障害者虐待防止センターとして、養護者や本人の相談や指導なども行っている。

センター長
主任相談支援専門員
精神保健福祉士

ちよまる ともや
千代丸 智也 さん